

## 第21回秋田家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成26年6月30日（月）午後3時～午後5時

### 2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

面山恭子，小棚木均，坂口公一，白土梨英子，高橋清好，棚橋哲夫，辻直文，丸野内真理子，宮野素子，吉富亮平

（説明者）

板橋秀樹首席家庭裁判所調査官，齋藤均訟廷管理官，川本恒平家庭裁判所調査官

（事務局）

山方亨事務局長，高橋信宏事務局次長，品川幸樹首席書記官，安達憲美秋田地方裁判所総務課長，武藤哲仁秋田地方裁判所総務課庶務係長，佐々木秀也秋田検察審査会事務局長

### 4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「成年後見制度の現状について」

（ア）基調説明

齋藤訟廷管理官が「成年後見制度の概要及び現状」について説明した。

（イ）意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「少年に対する再非行防止に向けた取組について」

(ア) 基調説明

板橋首席家庭裁判所調査官及び川本家庭裁判所調査官が「少年に対する再非行防止に向けた取組」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(5) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(6) 閉会宣言

(別紙)

## 意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、△は説明者の各発言)

### 1 成年後見制度の現状について（議事概要4の（4）のアの（イ））

- 高齢化率が今後ますます高まるという時代的背景があるので、後見制度が果たすべき役割への期待は高まっていると思うが、いま説明があったとおり、申立手続が煩雑でもあり、利用できない、或いはしないという方もいるのではないかと考えている。本日お集まりの委員の方々の中には、援助を必要とする御本人やその周囲の方々に接する仕事をしている方もいるので、後見制度をより国民が利用しやすくするための御提言をいただければと思い、このテーマを提案した。
- ◎ 秋田県内の成年後見の申立件数は少ない状況にあるが、判断能力が十分ではない方が後見制度の枠の外に存在していて、その人の財産がどういうふう  
に保全されているのか、もしかしたら財産がなんらかのかたちで侵害されているのではないかと危惧したりする。一方、秋田県では、従来からの家族形態が健在であり、判断能力が不十分な人であっても、家族の支えの中で生活をしていけているのかとも思う。
- 秋田県社会福祉協議会が作成した「成年後見制度の活用に向けた調査報告書」を本日の参考資料として委員の皆さんに机上配布させていただいた。この調査報告書の内容について簡単に説明する。

当協議会では「日常生活自立支援事業」という事業を行っているが、これは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な方が、地域で自立した生活を送ることを目的として、本人の契約行為に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うサービスである。

このサービスを受けるためには、契約ができる程度の判断能力が必要であるが、時間の経過とともに契約ができない、サービスそのものを理解できな

いという状態になる方も少しずつ出てくることになる。このような状態になってしまうと、このサービスではその人を支えられなくなってしまふ。そうなったとき、成年後見制度の利用を考えるが、先ほど裁判所からも説明があったとおり、本県の場合、全国一で高齢化が進んでいながら成年後見制度を利用する人が本当に少ないという実情があり、その原因の究明がこの調査の背景にある。

調査の結果、後見制度を担う弁護士、司法書士、税理士等の専門職が秋田県内にはそれほど多くなく、しかも秋田市に集中しているということ、成年後見制度の理解が、一般の方々だけではなく、専門職の方でも十分に進んでいないということ、相談支援体制の整備が不十分であること等が原因であると分かってきた。

そこで「権利擁護・成年後見サポートセンター（仮称）」という機関を市町村等に設置する必要があるのではないかということになり、実際に市町村の社会福祉協議会に対して提案している。この提案を受け県内のある市では、成年後見制度に関する種々の相談や市民後見人の育成を担う機関の設置に向けた準備をしている状況にある。これを全県的に進めていきたいと思っている。

- ◎ 「権利擁護・成年後見サポートセンター（仮称）」には、秋田弁護士会やNPO等の各種団体がなんらかのかたちで参加していくという趣旨か。
- そのとおりである。関係機関と連携し、必要に応じて成年後見制度の利用に向けた申立て等の支援を行うなど、ワンストップでの対応が可能になるように進めていきたいと思っている。
- 申立てのうち、鑑定されるのは10パーセントほどということであるが、残りの90パーセントの方はどうなっているのか。
- △ 申立てに当たって成年後見用の診断書を提出してもらうが、その診断書には、本人が後見や保佐など、どの類型に当てはまるかを医師が記載する欄が

あり、医師による認知テストの結果を書く欄もある。その診断書の記載から類型の判断ができる場合には、あえて鑑定するまでもなく後見等の手続が開始されることが多い。

◎ 一般的には、主治医から申立用の診断書を書いてもらい、裁判所もその診断書によって後見等の手続を開始することが多いと思う。

○ 申立てをすることで手続が開始されずに終わってしまう人というのはいないのか。

△ 申立ての取下げをしない限り、ほぼ申立てどおりの後見等の開始の審判がなされているというのが実情である。

○ 認知症ではないのに申立てをしているという人はいないということによろしいか。

△ そうである。裁判所の窓口に来られる方に対しては、最初に、かかりつけの医師に診断書を書いてもらって、その診断書の内容に応じてどういう申立てにするかを具体的に考えてください、というように説明をしている。

◎ 後見、保佐、補助の3つの類型があり、その類型の判断に迷うところがあれば、家庭裁判所調査官の調査を実施し、その結果心証が得られたらその調査で終えることもあるし、それでも判断に迷う場合であれば、専門の医師に鑑定を依頼するということもある。

○ 秋田県の場合、市町村長申立てが非常に少ない。条例などの整備は進んできたが、秋田県内の市町村長申立ての件数は全国の中で2番目に少なく、これほど高齢化が進んだ県でこの数字というのは説明がつかないと思っている。

◎ その原因はどのようなところにあるのか。

○ 1つには費用的な問題があるのではないかと思う。本人が費用を出せばいいが、出せない場合は市町村が支出しなくてはならなくなる。これに対する予算措置がなされていないことが1つの原因ではないかと考えている。

◎ 市町村長申立ての場合、その費用を本人が出せない場合は市町村が負担することになるのか。その負担分を本人に請求することはできないのか。

△ 市町村が負担することになる。後見等開始後に、市町村が費用を請求するという理屈も立つが、現実的には、ほとんど市町村が負担している。

○ 秋田市の場合だと、市長申立ては年間5件前後で推移している。費用については、市が負担する制度もある。後見開始後に、その被後見人が財産を持っていれば償還してもらうが、大概の場合は市の持ち出しになる。後見人に対する報酬の助成制度もある。後見が開始されると、症状が改善されるか、亡くなられるかまで続くので、ニーズが多くなった場合に、費用についての負担感を感じる市町村もあるかもしれない。

秋田市の場合は、申立ての件数や報酬を助成する回数が増えているという状況にあり、高齢化の進行によって、高齢者や認知症等の方の人数は増えていくので、今後もその傾向は続くと思っている。

◎ 裁判所に申立てした際にかかる費用はどのくらいになるか。

△ 鑑定しないケースであれば、1万円に満たない金額である。

◎ 裁判所の手続が煩雑で、申立てがしにくいということはあるか。裁判所としては、申立てをしようとしている方には丁寧に説明していると思うし、裁判所の敷居が高くて件数が少ないということはないかと思うが、この点はいかがか。

○ 戸籍謄本の取り寄せや財産関係を整理することなどは、専門家以外の人にとってはなかなか難しいところがあると思う。

◎ それらの資料は裁判所にとっても、手続を開始するのに当たりなくてはならないものではある。

○ 被後見人の方の親族が全国にいるような場合には、その全国にいる親族全員を調べなくてはならず、手間がかかるということはあると思う。また、権利関係を親族間でどれくらい整理できるのかがネックになっていると思う。

後見人に対する報酬も、どれくらいになるのか、どれくらい出せるのかという点が難しいところだと思う。

- 鑑定が行われるケースについて、補足して説明すると、裁判所に提出される診断書を作成しているのは必ずしも専門の精神科医ではないので、ごくまれに分かりにくい、或いは具体的な事実関係の記載がないということがあり、その場合に、家庭裁判所調査官の調査を行ったり、専門の医師に鑑定をお願いしている。

裁判所の立場からすると、申立ての際に必要な書類についてはあらかじめ丁寧に説明しているつもりではあるが、不足なところ等があれば是非御指摘いただき改善したいと思っている。

- ◎ 先ほどの「権利擁護・成年後見サポートセンター（仮称）」が設立されれば、議論になっている問題点はある程度改善できるのではないかと思う。
- 本人に四親等内の親族がいたとしても、市町村長申立てはできるのか。
- △ その場合でも市町村長申立てはできる。
- 認知症に関するフォーラムがあり、秋田県内のある市の担当者は、法人後見という制度はあるけれども、まだまだ非常に扱いにくいと説明されていた。この点、制度に改善の余地があるとすればお伺いしたい。
- △ 法人後見というのは裁判所側からすれば非常にありがたい。若年から後見が開始すると後見の期間が長く続くことになるが、そのような場合、法人後見であれば安定的な後見を実現できるというメリットがある。一方、裁判所が法人後見が適切と判断した場合でも、実際に受任できる法人が秋田県内には少ないことから、法人後見にしたいけれどもなかなかできないというのが実情である。
- 使いにくいというより、法人後見は運営が難しいということがあると思う。それは、受任した法人に後見報酬が入るのが後見開始の1年後であり、その期間は自己負担となることから、使いにくいということなのだと思う。

2 少年に対する再非行防止に向けた取組について（議事概要4の（4）のイの（イ））

○ 検察庁で少年事件を担当しているが、裁判所の説明にもあったとおり、少年の場合万引き事件が多い。何件か重大な事件もあるが、それらの少年も遡ってみると、最初は万引き事件などを繰り返していたということもあり、初期の段階で再非行防止の措置を講じていくことが大変重要であると考えて、このテーマを出題した。事件を起こす少年の場合には、家庭環境が整っていないことが多いので、各関係機関で行っている少年の支援方策について教えていただければと思う。

裁判所にお伺いしたいのは、秋田家裁における教育的措置として、不処分決定を予定している少年を対象にグループワーク型教育的措置やホームワーク型教育的措置を実施しているということであるが、これは不処分決定を予定している全ての少年を対象に行っているのか。

△ 不処分決定を予定している全ての少年に対して実施しているわけではない。グループワーク型及びホームワーク型の教育的措置を実施しないで、不処分決定をするケースもある。これには、反省が顕著で生活が改善されている等、調査時にすでに非行の原因が改善されているケースもあるし、特に教育的措置を必要としないケースもある。なるべく実施するようにしているが、それが適さないケースもある。

○ 49人の少年にグループワーク型及びホームワーク型教育的措置を実施して、再非行をした者が2人であったということで、とてもきめ細やかな取組をしていると思い感心した。少年の書いた手紙を見ても、非常にしっかり書かれていると思う。1つ伺いたいのは、少年によって異なるとは思いますが、どれくらいの期間をかけて指導に当たっているのか。

△ 少年によって様々であるが、例えば、ホームワーク型教育的措置を実施する場合は、最初の調査で少年と面接し、そこで問題点を見極める。調査の1



か月後くらいに審判が行われるが、その1か月間に少年にホームワークに取り組みさせて、審判直前にそれを提出させて評価をし、審判が行われるというのが最もスタンダードな流れである。

ただ、少年の問題が複数ある場合には、複数のホームワークを課す場合があるので、1回目の調査時にホームワークを課し、2回目の調査時までそれを提出させて評価をし、再度ホームワークを課した上で審判に至るというケースもある。この場合は二、三か月の期間がかかる。

また、処分保留となり試験観察が行われる場合には、半年間くらい少年に関わることもある。

- ◎ 少年との面接等の調査は裁判所内で行うことが多いのか。
- △ 裁判所内で行うことが最も多いが、家庭訪問というかたちで、少年の家庭の状況も確認しつつ行うということもある。
- グループワーク型及びホームワーク型教育的措置を受けた後も再非行をした少年に対してはどのように対応するのか。
- △ 再非行に至ってしまった少年の場合は、問題のアセスメントが不十分であったということなので、少年の問題がどこにあったのか、前回の教育的措置がなぜ功を奏さなかったのかを再度分析して、その結果判明した新たな問題点から新たな教育的措置を行うことになる。
- 教育的措置を実施した49人のうち、再非行に至ったのは2人ということであるが、どの時点での数値なのか。
- △ 秋田家裁独自の取組としてグループワーク型及びホームワーク型の教育的措置を実施したのは昨年のものであり、そのときからの数値である。2年、3年経過した後の検証はこれから行っていくことになる。
- その2人というのは、教育的措置後すぐに再非行を行った少年ということになるか。
- △ すぐにとということではないが、教育的措置後1年以内に再非行をしたとい

うことである。家庭裁判所で扱う少年は14歳から19歳までの者になるが、6年間ずっと非行をしている少年は少なく、例えば中学校時代に非行が集中するとか、16、7歳くらいのときに集中するということが多く、長い期間非行を続けている少年というのは少ないと考えている。

- 秋田県の少年事件の傾向であるが、その件数が増えているか減っているのかを教えてください。また、特徴的な部分などもあれば教えてください。

また、再犯率が低いことから教育的措置は非常に効果があるものと考えられるが、万引きなどの非行であっても、安易に対応することなく、警察対応にした方がいいということになるか。

- △ 秋田に限らず全国的な傾向であるが、少年事件はかなり減少してきている。例えば、交通事故を除く一般事件でいうと、秋田では平成21年には480人の少年が係属しているが、平成25年では291人になっている。

- △ 万引きや自転車盗などが件数として一番多くなっている。ただ、最近の傾向として、盗撮などの性非行が時々みられるようになってきている。

少年に対する厳しい対応については、裁判所としてはお答えするのが難しい質問であるが、万引き被害を考える教室に講師としてきていただいている商店主さんから聞いた話では、普段はお客さんとしてきている少年を、その日たまたま見つけた万引きで警察に通報するかどうかは、いつも迷っている、ということをおっしゃられたことが印象に残っている。

- 裁判所の説明の中で、社会奉仕活動をして障害のある方に良いことをしてあげたというような説明があったが、これはいわゆる「上から目線」のコメントとも受け取れる。社会奉仕活動や障害のある方に対する活動というのは、もう少し別の方向で考える必要があるのではないかと思う。

- △ 障害のある方を利用して少年を更生させようという気持ちは全くない。社会奉仕を少年にさせることで、少年が人に感謝される経験を得ることができ

ればありがたいと思っている。何人かの少年を老人ホームに連れて行ったが、派手な格好をした少年が珍しいということもあるのか、お年寄から喜ばれるというようなこともあった。

- ◎ 社会奉仕活動は老人ホームの他にはどのような施設に行くのか。
- △ 知的障害者の方の施設などに行って、施設に入っている方と一緒に作業をしたり、介護のお手伝いをしたりしている。
- ◎ そういう施設に行ったことがない少年にしてみれば、その経験により見聞が広がるという効果はあると思う。
- △ そういう効果もあるし、自分の非行を振り返る際に役立つのではないかと考えている。
- もう一方の視点から考えることも必要ではないか。例えば、大学では、教員を目指す学生に対し介護施設等で研修を実施することがあるが、研修生には、施設に入所している方にとってそこは自分の家であり住んでいる場所なのであって、そこにお邪魔するんだという意識を持つように指導している。そのため研修生は、事前に言葉遣いや身なりなどを含めた研修を受けている。そのような配慮はもう少しの方がいいと思う。
- △ 少年に対しては、社会奉仕活動をする際には清潔な身なりにするよう指導はしているが、その方のお宅にお邪魔するという観点については意識が不足していたところもあり、今後考えていきたいと思う。
- ◎ グループワークというのは、グループでやることになると思うが、どのくらいの人数でやるのか。
- △ 最少で2人でやることもある。最大では七、八人程度で実施している。万引きなどでは共犯少年と一緒に係属することがあるので、その少年たちでグループワークを実施することもある。